

浜松市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に係る提出書類チェック表

(国土交通省.住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律施行規則第10条関係)

※登録申請時に提出できない書類がある場合には、ご相談ください

番号	提出書類名	付箋番号	説明	チェック
表紙	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）別記様式第1号（登録申請書） ※国のHPで入力した時の登録申請書、別紙、別添になります。	
1	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取り図（省令第10条第1号）	1	部屋の規模及び設備の概要が分かる間取り図	
2	登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人並びにその代表者及び役員を含む。）並びに建物の転貸借が行われている場合にあつては当該建物の所有者及び転貸人が法第11条第1項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面（省令第10条第2号）	2~5	誓約書（浜松市HPに様式を格納してあります。）	
3	登録を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その代表者及び役員を含む。）が法第11条第1項第1号から第5号までに掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面（省令第10条第3号）			
4	住宅の構造が基準に適合するものであることを誓約する書面（省令第10条第4号）			
5	登録する住宅が賃貸住宅供給計画に照らして適切であることを誓約する書面（省令第10条第6号）			
6	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類で次に掲げるもの（省令第10条第5号）			
6	イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項に規定する基本方針のうち同条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断の結果についての報告書	6イ	6イ～ニまたは6他のいずれかの書類を提出 ※申請書において下記竣工の記載があれば省略可 ・1～3階建ての建築物で昭和57年6月以降に竣工 ・4～9階建ての建築物で昭和58年6月以降に竣工 ・10～20階建て建築物で昭和60年6月以降に竣工	
	ロ 既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項の建設住宅性能評価書	6ロ		
	ハ 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第2号の保険契約が締結されていることを証する書類	6ハ		
	ニ 昭和56年6月1日以降に着工したことが確認できる建築確認台帳記載事項証明書等	6ニ		
	イからニまでに掲げるもののほか、住宅の耐震性に関する書類	6他		
7	その他市長が必要と認める書類	7		